

令和元年12月13日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第6日)			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総務課副課長 宗 雲 英 則	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農業委員会事務局長 日 高 泰 明	住 民 課 長 扇 智 布 由	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 小 川 成 弘	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和元年12月13日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 諸般の報告

日程第2 討論・採決

日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（中山五雄君）

日程第1. 諸般の報告を行います。

12月12日開催しました全員協議会についての報告をお願いいたします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

皆様おはようございます。令和元年12月12日に開催されました全員協議会について御報告いたします。

議案第69号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第4号）、体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託に関し、PFI事業実施時に懸念される破綻防止策については、安全面の確保に関し御説明申し上げました。機能として盛り込む予定としている町営住宅に関しては、周辺や社会情勢を考慮し、民業圧迫とならないような手法の導入を検討する旨申し上げました。

これまでの進捗に関しては、民間事業者の競争的地位を阻害しない範囲内で御説明申し上げました。PFI事業全体の進捗感スキームに関し御説明申し、手法の再確認をいたしました。

今後、議会とも密に協議してまいります。

以上、報告を終わります。

○議長（中山五雄君）

これで諸般の報告を終わります。

次へ進みます。

日程第2 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第2. 討論・採決。

議案第60号 上峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 特別職の給与条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 財産の取得についての討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

○2番（大川徹也君）

議案第69号 令和元年度一般会計補正予算（第4号）、これの第2表 継続費、款2．総務費、項1．総務管理費、事業名、体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託、総額16,500千円、内訳、令和元年度5,500千円、令和2年度11,000千円、これについて反対討論をいたします。

反対理由を大きく2点に分けて申し上げます。

今回、計16,500千円をかけて行う体育館等整備に伴う中心市街地再評価委託業務は、具体的には現在ある武道館、社会体育館、町民プールをイオン跡地付近に建設することを主に経済性の観点から評価するためのものです。

そして、今回の評価はVFM（バリュー・フォー・マネー）という手法で評価され、主にコスト面で経済効率性を評価するものです。いろんな施設を複数つくる場合、1つの場所に集約して建設するほうが経済効率性は高いというのが常識です。そして町長は、そのVFM

の結果で場所を決定すると言明されました。つまり、現在の場所を離れ、イオン跡地付近に建設される可能性が非常に高いということです。

これら体育施設、特に武道館は激しい老朽化のために剣道関係等の町民の皆様や以前の先輩議員からも改修や新築が切望され続けてきたもので、これが実現することは町の使命だと思いますし、私もその立場です。ただ、今回の問題点は、その場所です。武道館は中学生剣道部の皆さんが日々の練習をするところでもあります。上峰町は少子・高齢化等の時代の流れで、現在こそ剣道人口は従前より少なくなっていますが、古くから幾多の強豪剣士を輩出し、民間会社、自衛官、警察官、行政職員、議員と、社会でも活躍されている先輩を数多く持つ立派な剣道歴史のある町で、今も中学生剣士たちが日々の鍛練を行い、剣道文化の担い手としても育まれているところです。

韓国驪州市との姉妹都市になった経緯も、剣道交流がそのもとにありました。毎年夏行われている150チームほどが集まる日韓剣道交流もこの地で行われます。

この中学生剣士たちが晴れの日も雨の日も風の日も雪の日も、安全に、そして容易に移動がしやすい現在の場所、もしくはその付近の場所であるというのが私の願いです。

もう一つの反対の理由は、当町執行部の今回の中心市街地活性化事業の進め方です。本年3月の定例議会において、その際の議会で複数名の同僚議員が中心市街地計画に新たな要望事項の伺いをしたときに、当町執行部は新たな要望事項は今後受け付け困難。それは、今回のこの事業の進展上の問題や、これまである程度住民の意見をもとに計画してきたからという理由でした。質問した議員もその旨了解されましたし、私もそのように承知しました。そして、この中心市街地活性化事業の中には、体育施設の建設は入っていませんでした。

今回私たち議員も今議会前の直前、先月11月29日金曜日の新聞報道で体育施設建設の検討を初めて知りました。皆一様に驚きでした。

そして、今、対話中のPFI候補事業者（中心市街地活性化事業の民間パートナー事業者）との協議を終了し、新計画の策定後に再び募集をするとのことでした。

執行部は本年3月の定例議会では、5月中にはPFI事業者の決定を行いたいと申され、それが6月議会にも9月議会にもその報告はなく、ただ、事業計画が進んでいるとの答弁で、今回12月議会ではいきなりこの新計画の話です。執行部の進め方に不信が募ります。

以上の理由で反対をいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

○4番（吉田 豊君）

私は賛成の立場で討論に参加します。

町執行部の説明不足は私も同感です。しかし、物事を進める上で、言えることと極秘の中で進めざるを得ないこともあると思います。特に今回の市街地再開発事業は、PFI事業法

で公表には厳しい規制があることもわかりました。それで、一般質問、議案審議において、私の質問、また同僚議員の質問に対する答弁内容を精査したとき、次のような結論に達しました。

まち・ひと・しごと創生室長の市街地再開発事業は、優先契約事業所との競争的対話は確実に前に進んでいるという答弁、それと町長も具体的な説明報告はできないが、前には進んでいるという答弁がありました。

イオン跡地の無償譲渡の基本合意も合意書も確認することなく、町執行部の説明のみで済まし、令和元年9月第3回定例議会において隣接地の用地取得費用約2億円も承認し、市街地再開発を推進するよう承認してきました。

私自身も納得いく説明を求め、一般質問を繰り返してきましたが、説明不足を理由に、だからといってこの議案を否決することには至らないと思います。はしごを外すような行為をするべきではないと思います。これまでの町政を見ても、町民を裏切るような行為はなく、町執行部を信用するに値するものと確信します。

また、最近になって、市街地再開発事業の中に、体育センター等の併設案も浮上し、集客効果の再評価の予算を計上要求され、ますます慎重を期さなければならず、まだ発表できないという町執行部の考えも相当であります。

町民の一日も早いオープンと、町内の買い物難民をなくすためにも、十分な説明がないからといって、ここで町議会が一刻たりとも足どめをするのはできません。よって私は、今後発表できる状態になったら一番に議会に説明するというところでございますので、私は賛成します。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第3. 委員会の閉会中の所管事務調査の件について、これを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長からの会議規則第75条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和元年第4回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。大変お疲れさまでした。閉会。

午前9時49分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上 峰 町 議 会 議 長 中 山 五 雄

上 峰 町 議 会 議 員 大 川 徹 也

上 峰 町 議 会 議 員 原 直 弘